

## 再意見公募要領

### 1 再意見公募対象

「第二種指定電気通信設備接続会計規則」(案) 及び提出された意見

### 2 資料入手方法

再意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課(総務省 11 階)にて閲覧に供することとします。

### 3 再意見の提出方法

再意見書(別紙様式)に必要な事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、及び連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、再意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出再意見は、日本語で記入してください。

#### (1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局総務課審議会係 あて

併せて、再意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク : 3.5インチ、2HD

光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク : MOディスク

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5714

総務省情報流通行政局総務課審議会係 へ

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： kaikai/atmark/ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局総務課審議会係 へ（件名には「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定に対する再意見」と記入願います。）

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「/atmark/」を「@」に置き換えてください。

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社W o r dファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### 4 再意見提出期限

平成23年2月2日（水）午後5時（必着）（郵送の場合は、平成23年2月2日（水）必着とします。）

#### 5 留意事項

再意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました再意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見公募案内（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出再意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された再意見とともに、再意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で再意見提出された方の氏名は含みません。）及び再意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

別紙様式

## 再意見書

平成 年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付けで公告された「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。